

高橋委員

それでは、最初に子ども手当に関することから伺ってまいりたいと思います。

まず、平成22年度、子ども手当法案につきましては、我が党は平成22年度限りの単年度の児童手当拡充法案とする修正を加えた上で、我が党がマニフェストで主張してきました児童手当の支給対象を中学校卒業まで拡大し、支給額の倍増を実現するものとなったために、国において賛成した経緯があります。しかし、今回、地方負担に反対し、本県では意見書を提出するということになりましたが、その内容について何点か伺っていきたいと思います。

まず、御説明でもありましたけれども、地方財政法に基づく意見書提出は60年ぶりということで報じられてもおりましたけれども、前回の意見書提出の際の事案の内容について、参考までに伺っておきたいと思います。

政策法務課長

この意見書の先例として、私どもの方で、資料上確認させていただいておりますのは、昭和25年12月に埼玉県が提出した意見書というものがございます。この意見書は、当時地方財政平衡交付金という制度がございまして、これをもちまして国から地方に対して交付金が出ていたという制度でございまして、この制度による財源措置について不服がある旨の意見書が提出されたと、このような先例がございます。

高橋委員

そのてん末は気になるどころなんですけれども、どういうてん末だったのでしょうか。

政策法務課長

この埼玉県の意見書でございまして、その意見書の中で埼玉県は平衡交付金の交付決定後、地方財政を無視した法令等を政府が施行し、地方財政の健全化を阻むような義務的支出を課していると、国に対しまして財源措置の義務を履行していただきたいというような内容の意見書を出したところでございます。

これに対しまして、内閣が意見書を添えたわけでもございまして、当時、戦後すぐという時代背景もあったと思いますが、地方財政が窮地であることは、地方団体の意見のとおりではあるけれども、国民経済の現状では、今の中で賄うほかないというような意見書を添えて、国会の衆参両院に提出したというものでございます。この意見書の提出を受けた国会では、参議院の地方行政委員会の方に参議院が送りまして、そこで地方財政に関する件についての審議というものが行われまして、県の意見と内閣の意見について委員長から紹介の後、政府委員の説明、それと出席の委員の質疑というものが行われたというふうに承知しております。

高橋委員

結果的にどうなったのか。

政策法務課長

確認できておりますのは、そうした議論が行われたというところでございます。その後、この地方財政平衡交付金につきましては、25年に創設された後、数年の後には新たな制度に変わったというふうに承知しておりますけれども、その制度改正に当たりまして、その時の意見書がどのように作用したかについては、文献上確認できておりません。

高橋委員

60年前のそういういきさつをクローズアップさせて、今回、こういう意見書に反映されているということは、非常に驚きとともに、いつの世も地方財政の健全性を中央が阻害しがちなんだなという、こういう危惧を感じながら、いきさつを今伺っていたんですけれども、そこで今回の子ども手当は新たな事務と言えるかどうかというところが、私は説明を伺ってしまして、非常にポイントかなというふうに思いました。我が党は先ほど述べたような修正を加えて賛成をしたという経緯もありますけれども、その新たな事務と捉えたその考え方を再度確認させていただきます。

政策法務課長

御指摘のように、新たな事務に該当するかどうか、この意見書でも重要でございました。私どもの方で検討いたしました際には、現行の子ども手当法と児童手当法の両方の目的の違い、それと所得制限というのが児童手当法にもあるけれども、子ども手当法にはないというような仕組みの違いからいたしまして、子ども手当と児童手当は同じものというふうに見ることはできないということでございます。

現在の子ども手当法では、児童手当法の枠組みを流用いたしまして、地方負担というものを定めているわけでございますけれども、そういたしましたとしても、子ども手当の県負担は児童手当の県負担を単にスライドしたというのではなく、やはりここは平成22年度子ども手当法によって創設された新たな事務であるというふうに該当するというふうに判断をいたしましたところでございます。

高橋委員

なかなかそこは争点といいますか、これから内閣から国会に上げられて判断基準が分かれるのかなという思いも抱きながら伺っていたんですけれども、所得制限のありやなしやということとともに、もう少し新たな事務と言えるからには、やはり全く別物だという根拠があった方がいいのではないのかなという思いも抱いていたんですけれども、ちょっと角度を変えまして、他にも地方に負担を求めているものは、国でも幾つかあると思っておりますけれども、例えば、児童手当で不服申立てを行わずに、今回、子ども手当で不服を申し立てていると、この違いはどういうふうに考えればよろしいのですか。

政策法務課長

私どもといたしましては、児童手当法と子ども手当法、その目的の違いと制度の仕組みの違いがあるので同視できないというふうに考えております。したがって、児童手当法については、御指摘のように、これまでも県は負担してきたわけでございますけれども、それでは子ども手当法になった際に、地方負担を継続するか

どうかについて、別のものなので個別に判断していく必要があるだろうというふう
に考えたところでございます。

そこで、子ども手当法について検討してみますと、その立法過程におきまして、
国は地方の意見を顧みずに国の財源不足を理由としまして、地方負担というものを
一方的に導入したということ、そうした不合理性もある。また、子ども手当につき
ましては、地方に裁量の余地がない、全国一律、一定額の支給であるというよう
なことがございます。そうしたことからすると、やはりこれも子ども手当については
国が全額を負担するべきであろうというふうに考えられまして、県が子ども手当の
支給に要する費用を負担する合理的な理由がまずないというふうに言えるものと
考えております。

もう1点といたしましては、子ども手当法というのは所得制限がないということ
から、いわゆる富裕層にも支給されるものでありますので、憲法25条の生存権の保
障ということではないのかなど。そういたしますと、憲法上、支給について強度の
要請があるとは思われないというように考えました。ただ、こうした事情について
は児童手当ではなく子ども手当に固有のものでございまして、児童手当には当ては
まらないということがございますので、児童手当においては地方負担をしておいま
したけれども、この子ども手当になった場合には、地方負担があることについては
不服があるということで、今回、意見書を出したところでございます。

高橋委員

平成22年度に実施をしたということで、そういった意味ではおおむね受け入れた
のかなというとられ方も成り立ってしまうのかなと、合意形成ができた。いやだ
と言いながらも一応実行したということは、それは是認したということで、平成23
年度について継続するかどうかも含めて、見方によっては歯止めを掛ける意味で継
続はさせないという意味で、冗談ではないと、地方自治の本旨に背くと、60年前の
健全性阻害という論理を持ち出してきて、こう言っていると。痛烈なのは、この意
見書の中で、国の独自の政策の失敗は、自治体にその負担を負わせる根拠とならな
い、国の財源不足を理由としてその費用を自治体に負担させることは、国の政策の
見通しの甘さのツケを地方に押し付けるものであり、到底許されることではないと、
現政権に対してのすごい痛烈な批判かなというふうに思いながら読んでいたんで
すけれども、そう捉えていいですか。

政策法務課長

今回、平成22年度分につきましては、県として負担をしているところでございま
すが、これにつきましても、平成22年度の法制が明らかになった時点で、県として
は地方負担はいかがなものかというふうな意見表明をし、その後、その憲法問題も
あろうかということで検討会議を開き、検討をしたところでございます。その結果、
今回の子ども手当法制における地方負担については、憲法上の疑義があるかもしれ
ないというふうな結論を頂きつつも、一方で、住民の方あるいは市町村への混乱と
いうことを配慮いたしまして、平成22年度分については支給をしようと、そして平

成23年度に向けて地方負担をなくしていくように国に働き掛けていこう、協議を進めていこうというふうな結論が出る中で、この間行ってきたわけでございます。

ただ、いろいろと知事会などを通して要望等を出してまいりましたが、なかなか協議という形が整わずに、現時点になってまいりますと、やはり地方負担ということがかなり色濃く見えてきているようにも思われるところでございます。そうした状況を踏まえまして、やはり地方自治ということを考えますと、国の一方的な負担というものについては、ここで声を上げなければ事態が変わらないということで、意見書というふうな方法をとったものでございまして、決して政権に対する批判ということではなくて、今回の子ども手当法制に関する財源措置に対するのが旨の意見書ということでございます。

高橋委員

国の失政のツケを回すなというみたいな形で書かれてしまうと、すごい強烈だなというふうに思えて、それで衆議院で本当にどういう議論になるのかなという思いで読んでいたんですけども、今、それはそれとして、もう出してしまったんでしょうから、しっかりこっちもフォローアップしなければいけないかなという思いでいましたけれども、しかし、子育て支援策として児童手当を否定されると困るんですね。それは是非、誤解をしないでいただきたいと思ひますし、児童手当はやはり大事だということは、私どもの立場としては、しっかり物を申しておきたいなというふうに思ひますので、これは是非、政策の拡充、継続はしっかり要望し続けていきたいと思ひておりますので、誤解ないようにしていただきたいと思ひます。

特に後段の方で、国が責任を持って行うべき事務うんぬんかんぬんといひまして、それを全額賄えるだけの財源措置を行って、自治体の固有財源に負担が生じないようにしなければならぬと、後段に來まして、財源措置が不十分だということになっていひますけれども、具体的に数字を挙げて、もう少し分かりやすく御説明いただけますか。

資金調査課長

具体的な数字ということですが、主に二つの視点があろうかと思ひます。

一つ目ですが、今回の意見書の主張の柱が子ども手当の支給に要する費用、これはその全額を国が賄うべきものであるということでございます。したがひまして、平成22年度の当初見込みで言へば、子ども手当の県負担額は232億円でございます。ただ、財源として見ますと、国から子ども手当の地方特例交付金が74億円交付されております。したがひまして、実質的な県負担は232から74を引いた158億円と、こういった数字がはじき出されます。これが本県の一般財源で負担した金額でありまして、財源措置が不十分であるとする金額であらうかと考えております。

もう一つは、国は子ども手当の導入によって本年度増加する分は子ども手当の地方特例交付金として措置するというふうにしてはおりますが、実際に本県が本年度に交付された額について見ますと、約16億円の不足が生じております。すなわちこの特例交付金をとって見ても、現状では十分な財源措置がされていないという状況にありまして、これらのことを意見書の中では主張をしたということでございます。

高橋委員

分かりました。特例交付金の関係は分かりましたけれども、平成22年度の子ども手当につきましては、今、御説明いただいた地方特例交付金と地方交付税できちんと財源措置しているというのが国の考え方かなと思いますけれども、この点についての抗弁といいますか、どんなふうにお考えなんですか。

資金調査課長

今、お話にありましたが、国からすれば、今回の意見書に対しては、特例交付金と地方交付税で措置をしているというふうな回答になる可能性はあるのかなとは思いますが。ただ、地方交付税措置という点ですけれども、確かに子ども手当の地方負担分は交付税の基準財政需要額に算入されることになっております。ただ、本県について、これがどのくらい需要額として算入されているのかについては、平成22年度の交付税の具体的な措置額が、現時点では総務省から公表されておりませんので、この点に関する詳細な分析はできていないというところでございます。

ただ、交付税措置というのは、あくまでも基準財政需要額に算入されるということに過ぎませんで、したがって、例えば、交付税の不交付団体からすれば、子ども手当の導入によって、全く新たな財政負担が生じたにもかかわらず、そこは負担しなければならないといった状況も起こるわけですし、そういった意味で交付税措置がストレートに地方負担が生じていないというようなことにはつながらないものと考えております。

高橋委員

特例交付金と地方交付税は、どこでも全国地方公共団体に配分されているわけではないですよ。そうすると、この特例交付金と地方交付税が全国一律に配分されていないという状況の中で、地方公共団体に国の財源でやるという事務を押し付けたといいますか、委ねたということに対して、ばらつきがあるのではないのか、そこで不公平が生じるのではないのかというロジックでの意見書のまとめ方は考えなかったんですか。

資金調査課長

こちら側の意見書の財源措置が不十分というのは、あくまでも個々の地方公共団体が出すというような制度になっておりますので、やはりそういった大きな意味での整理という仕方は当然にあらうかと思っておりますけれども、本県として、やはり国の方に財源不足が生じているというような意見書を出すに当たっては、本県の状況の中で本県の不足額を具体的に提示して主張する必要がございますので、もちろんその意見書全体の中ではいろんな経過だとか、そういった考え方もいろいろ記載させておりますけれども、まとめの意見書としては、今、私が申し上げた点を主張していくということでございます。

高橋委員

オールジャパンのことではなくて、神奈川全県で考えた場合に、その全てが交付団体になっているわけではないし、不交付のところもあるという考え方をすれば、

今私が申し上げたロジックの方が県内自治体の合意形成的にもっていきやすいのではないのかなという意味なんですけれども、それはどうですか。そういう議論はなかったんですか。

資金調査課長

意見書の中には、やはり本県の県下の市町村についても書き込みはさせていただいています。

高橋委員

60年前の地方財政法の意見書の先例を持ち出したことにけちを付けているわけではなくて、先ほども出ていましたけれども、不交付団体を含めて同一歩調という思いで対応していくということを考えますと、どうもやはりその出し方が違うのかなという気がしたものですから、確認をさせていただきましたけれども、是非そういったことにつきまして、税の不公平性というか、そういう観点で部長の方でそういう全体の例を見回して、県税全体を見渡しながら、こういう国の地方自治の本旨を揺るがしかねないような、こういう動きについては、どういう御見解をお持ちなのか、伺っておきたいと思えます。

財政部長

各地方自治体は各地域固有の様々な課題を抱えております。その課題に対しては、やはり地域住民の意思にのっとった形で地方自治体は施策を行っていくと。そのための財源は、やはりその地域社会において分担をするそれぞれの県民の皆様から税を納めていただき、そこで実施をしていくと。やはりこれが本来の姿なんだろうなと。その時に、やはり地域の実情ということではなくて、全国一律で、それも各自治体の意思を反映することができない施策も、必要性は私もそのとおりであります。ただ、それは役割分担からいって、国が行うのか、自治体が行うのか、そして行うということについては、当然、そこに財源、税の問題が絡んでくる。

今回、この子ども手当法案が、あくまでも平成22年度限りの法案として今は成立しておりますので、平成23年度のスキームがどうなるかという点がございませけれども、その中に地方の負担を求めるのであれば、当然に地方との協議も必要でしょうし、そこにおける役割分担の中で、どういう形の施策がより良いのか、そこは十分な協議があつてしかるべきと。ですから、平成23年度については、これからの法案ということございませるので、そのためにも、今、私どもはしっかりと主張をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、なお1点だけ資金調査課長の答弁に補足させていただきますと、地方財政法の13条は、地方公共団体はということございませるので、あくまでも個別の、神奈川県の問題として意見を申し述べなければいけないと。できますれば、本当にオール神奈川の中で、そういった意見を取りまとめできればよろしいんですが、やはり、それは法の解釈がございませるので、それに従わせていただいているということございませ。

高橋委員

よく分かりました。やはり財源が問題なんだろうなというふうに思います。所得税の控除なのか、これから住民税の控除ということになってきますと、より一層、今の御説明でも何となくにじみ出ていたなというような思いで伺っていたんですけども、そこにまで財源を求めてくると、やはり地方自治の本旨にかなり影響が出てくるとということなども背景として考え合わせてもらわなければ困るなという思いで伺っていましたけれども、いずれにしましても、県の訴えるロジックには一定の理解はしたんですけども、一般県民の方々には非常に分かりにくいのではないかなという思いで伺ってしまして、したがって、不交付団体もある中でのばらつき論の方が分かりやすいのではないかなという思いでいたものですから、こういうふうに申し上げました。

いずれにしましても、全額国庫負担ということで当初の政権公約どおり実現すべきだなというふうに思うんですけども、全額国庫負担を実現して神奈川県民のために全国一律のそういう手当が実現できるように尽くしてもらいたいものだなと思いますけれども、なかなか財源論で厳しいという話になってきまして、マニフェストが実現不可能ということになってきますと、これはしかるところで、どういう御意見を伺っていくのかという、違うステージでの質問になってくるかなという思いを述べて、この質問は閉じておきたいと思います。

それでは、京浜臨海部の取組につきまして何点か伺っておきたいと思います。

先ほど京浜臨海部の活性化につきまして、長田委員の方からもございましたけれども、特にこれまで県、横浜市、川崎市の3団体で京浜臨海部再編整備協議会として鋭意取り組んでこられたと思いますけれども、その御苦勞は非常に多かったと思います。先ほど来、いろいろなこれまでの経過を伺って感じるところでございますが、現状と課題というところで、京浜臨海部におきまして羽田空港の再拡張・国際化、総合特区の動き、先ほども答弁出ていました地球環境対策など新たな要因や課題、取り組むべき方向性、こういったものが生じているかなという思いであります。その中で先ほど答弁でも出ていました臨空産業という言葉でありますけれども、臨海から臨空へということで、この臨空産業というのは、どういう産業をイメージしているのか、確認の意味で伺っておきたいと思います。

特定政策推進課長

臨空産業という用語でございますけれども、こちらにつきましては、現時点で特に明確な定義があるというわけではございませんが、本県の捉え方といたしましては、まず一つの類型といたしまして、空港周辺に立地することで優位性を発揮する産業、例えば、ホテル、あるいはコンベンションといった国際ビジネス産業でありますとか、あるいはIT、バイオ研究施設といった先端産業、こういったものが含まれるのではないかとというふうに考えております。

また、もう1点、航空関連産業、いわゆる空港機能を支えるような産業ということで、例えば、機内食を作る工場でありますとか、航空貨物サービスの施設、あるいは周辺の物流施設、こういったものを幅広く捉えているところでございまして、

本県としては、この羽田空港の再拡張・国際化を契機に、今後はこういった産業の活性化にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

高橋委員

前回の委員会でも質問させていただきましたけれども、この総合特区ということで、政府が7月から9月にかけて、総合特区制度の制度設計のために各地方公共団体から様々なアイデアを募集するというので、本県でも応募したということで伺ってございましたけれども、この臨空産業と総合特区で集積を目指す成長産業とを、どういうふうに考え合わせたらいいのか、伺っておきたいと思っております。

特定政策推進課長

9月の段階で御説明させていただいた京浜臨海の総合特区に関するアイデアの提案ということで、基本的には環境あるいはライフサイエンスに関する国際的な競争拠点を形成するという内容でございます。バイオテクノロジーでありますとか、あるいは環境技術、こういった先端産業の研究所の集積、またその周辺におきますにぎわいといった施設を集積していく、そういったイメージを説明させていただきましたけれども、ただいま申し上げたような企業、あるいは産業、事業手法というものは、基本的には先ほど申し上げましたように、いわゆる臨空産業と概念的にはイコールというふうに捉えていただければというふうに考えております。

高橋委員

よく分かりました。総合特区で目指そうとしていたものが臨空産業の範ちゅうであるということで今伺ったわけでありましてけれども、ところで、この総合特区制度は、過日、11月の事業仕分け第3弾後半で、この総合特区推進調整費というのが予算計上見送りという厳しい判定を受けたんですけれども、これは非常にショッキングだなというふうな思いで、一生懸命7月から応募に備えて活動してきた皆様にとっては、本当にショックだなというふうな思いで感じておったんですけれども、現在、この事業仕分けの対象になっている総合特区は、どういうふうな動きになっていくのか、伺っておきたいと思っております。

特定政策推進課長

まず、今、委員からお話のありました総合特区推進調整費に関する事業仕分けの関係でございますけれども、一応、内閣府が今年度の概算要求で盛り込みました802.3億円の予算額について積算根拠がないというような評価を受けまして、具体的な総合特区の中身と予算が確定した段階で、例えば、補正予算あるいは平成24年度以降の予算で措置すべきと、そういうふうな評価を受けたところでございまして、総合評価結果としては、来年度の予算計上は見送るというふうな評価結果として出ております。

ただ、こちらのその後の取りまとめコメントの中では、これは基本的に総合特区の制度そのものを否定したわけではなく、総合特区の推進はしっかりと進めていくと、ただ、それは予算計上の仕方として御意見を頂いたというふうな取りまとめ方になっております。したがって、総合特区の指定に向けた事務は、我々は現在進行形というふうに捉えております。

現在の特区の方の動きでございますけれども、委員御案内のとおり、本年9月に各自治体から提案を受けまして、450を超える提案があったと、アイデア提案ということでございますけれども、現在、国の方では内閣府が中心になりまして、各省庁と、例えば具体的な規制緩和、あるいは財政的な支援、そういったものについて省庁政府と折衝を繰り返しております、できれば来年の1月から2月には法案を国会に提出するというような予定と聞いております。そして、来年4月以降、その特区の申請受付を目指すという流れで動いていると伺っております。

高橋委員

結果的に新年度予算で計上という可能性が出てきているということを考えますと、事業仕分け第3弾後半でのこの評価というのは何だったんだろうなとか、これに一喜一憂させられた私どもは何だったんだろうなという思いでいたんですけども、本当に何といいますか、これを総じてパフォーマンスというのかなという思いで、ずっと一連の動きを見ていたんですけども、しっかり本県にとって重要な京浜臨海部総合特区制度のこういう充実に努めていくべきだなというふうに強く感じるところであります。

特に総合特区の申請に当たっては、国の支援を十分活用することも大事でありますけれども、本県としても積極的な取組も大事であろうかなというふうに思っております。特に税制上の優遇措置もその一つであります。これまで不均一課税等を実施してきたことも御説明がありました。政策的な観点から、税制上の優遇措置を検討していく場合の基本的な考え方をここで再度伺っておきたいと思っております。

税制企画課長

政策的な観点から税制上の優遇措置を講ずる場合の基本的な考え方でございますが、いわゆる政策税制というのは、税負担の公平原則に対する例外措置という位置付けがされてございますので、その政策税制を実施することによって得られるであろう政策の効果あるいは目的、それとその公平原則を害することによって生ずるであろう弊害、これをしっかりと比較考量した上で、その政策税制の目的でありますとか、効果あるいは適用の要件等々について、しっかりと吟味が必要というふうに考えてございます。

高橋委員

今、極めて基本的な考え方、ベースを伺ったわけですがけれども、税制上の優遇措置を含め、総合特区におけます本県独自の取組について、現時点でどのようにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

特定政策推進課長

本県独自の取組ということでございますけれども、現在、その総合特区制度の制度設計が進んでいる段階ということで、まずは何よりもきちんとした制度設計を国にさせていただくことが大前提でございますが、そういった前提の下に、私ども地元自治体としての取組としては、基本的には、これまでも京浜臨海の取組につきましては、県、横浜市、川崎市と3団体が協調してやってきたというところがござい

ますので、そうした役割分担を踏まえて検討していくことが、まず基本であると考えております。

その中で、本県が何をというふうなことでございますけれども、例えば、引き続き現行制度というような中では、27年まで適用の期間がございますけれども、現在のインベスト神奈川2ndステップの制度を用いる、あるいは神奈川口構想の実現において、引き続き取り組んでいくという、そういったことを進めていくとともに、また総合特区の実現をイメージした時に、どのような支援が効果的なのかということの中で、国の支援措置ですとか、あるいは横浜市、川崎市の取組、さらには県内の他地域とのバランス、また先ほど申した既存制度との関係、そういったことを整理しながら、今後、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

高橋委員

是非、どのような税制優遇措置を講じられるか、また新プロセスも事細かに御説明いただければと思います。特にもう一つの課題として、京浜臨海部は、これまで環境対策ということで鋭意取り組んでこられていると思いますけれども、環境負荷の軽減を行っていくことが大変重要な課題であろうというふうに認識しております。本県におきましても、本年4月に地球温暖化対策推進条例が施行されまして、正に環境のリーディング都市として存在感を高めていかなければならないというふうに思っていますけれども、現在、京浜臨海部では温室効果ガスの削減に向けてどのように取り組んでいるのか、確認をさせていただきます。

特定政策推進課長

温室効果ガスの削減に向けた取組でございますけれども、京浜臨海部のようにエネルギー産業でありますとか、あるいは製造業があれだけ集積した地域では、個々の企業が企業単位で取り組むというよりも、立地企業が連携して共同で環境負荷低減に向けた取組を進めるといったことが効果的であるというふうに考えております。

現在、企業の具体的な動きでございますけれども、一例を申し上げますと、東京電力の川崎火力発電所がございますけれども、こちらが周辺の企業10社とパイプラインのような配管の整備をいたしまして、発電に使用された後の蒸気熱を各社に供給すると、そういった連携を共同で行っているというところでございます。

また、私ども行政といたしましても、企業間連携の取組を一層進めるために、平成20年1月に、県と川崎市が事務局となりまして、素材エネルギー関連の企業13社とともに、京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議を設置いたしまして、企業間連携による生産活動の効率化、あるいは省エネルギーの取組について共同で検討を進めているところでございます。

高橋委員

それでは最後に、この京浜臨海部におきまして、新たな成長産業や環境がキーワードになってくることは間違いのないと思います。そういった意味で、現在、実施している動向調査等を踏まえまして、およそ15年ぶりに基本方針を検証していくとい

うことでもありますけれども、どのようなスケジュール感で進めていこうとされているのか、最後に伺って本日の質問を終わりたいと思います。

特定政策推進課長

基本方針は平成8年に策定したものでございますけれども、こちらの検証のスケジュールということでございますが、現在、報告にございましたように立地企業動向調査を、アンケート形式ですが、進めておりまして、こちらの取りまとめが年明けの1月頃になろうかと思っています。この把握した現地の状況等を踏まえまして、2月には、3団体において、まずこの基本方針の検証、いわゆる見直しの必要性等を検討してまいりたいというふうに考えております。その見直しをするということに当たりましては、それに先立ちまして、ハードな施策展開の方向性等を踏まえまして、その内容について議会の方にも御報告をさせていただき、また各団体において調整をして、なるべく早い段階で新たな基本方針について3団体で合意がとれるような、そういう場を設定してまいりたいというふうに考えてございます。